

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける外国裁判所の判決及び決定並びに外国仲裁判断の承認及び執行許可取得に関する実務解説

| Page 1/5 |

2021年8月 No.VNM_030

はじめに

ベトナムにおいて投資及び事業活動に関連する紛争が生じた場合、又はベトナムの取引先との契約若しくは取引について紛争が生じた場合、通常、当事者間で締結された契約書又は合意書の内容に従って紛争は解決されます。そのような紛争解決には、特に、ベトナムでの仲裁や裁判、外国での仲裁又は外国での裁判が含まれます。

ベトナム国内での紛争解決について、近年、ベトナムは、商事仲裁センターの設立や、裁判所の判決及び決定を公表するウェブサイト^[1]の開設をとおして改善を図ってきました。しかし、専門的な問題に対する判断能力の不足や、判断の公平性が担保されていないことなどが懸念され、紛争解決手段としては、国外における仲裁や裁判が好まれる傾向にあります。しかし、仮に紛争当事者が外国の裁判所から有利な判決を受け又は外国で仲裁判断を受けたとしても、ベトナムにおいてそれらの判決又は仲裁判断をすぐに執行することはできず、ベトナム国内で所定の手続を講じる必要があります。

今回は、ベトナムにおける外国裁判所の判決及び決定並びに外国仲裁判断（以下「外国判決等」といいます。）の承認及び執行許可に関連する規制のポイントを説明し、注目すべき実務上の問題について解説します。

関連法令

(1) 国際合意

外国仲裁判断の承認及び執行については、いわゆるニューヨーク条約において定められており、日本、ベトナム共に、ニューヨーク条約の加盟国となっています。

同条約の加盟国は、外国の仲裁判断に対し差別的な待遇をしない責任を負い、外国の仲裁判断が国内の仲裁判断と同様に承認され、執行されるよう確保する義務を負っています。^[2]ただし、1995年7月28日付国家主席決定第453/QĐ-CTN号によれば、当該条約の施行に関して、ベトナムは以下の事項を留保するとされています。^[3]

- ・ 同条約は、同条約加盟国領土内で付与された仲裁判断のベトナムにおける承認及び執行にのみ適用される。同条約にまだ署名又は加盟していない国の領土で付与された外国の仲裁判断については、相互主義に基づいて同条約がベトナムで適用される。
- ・ 同条約は、商事関係から生じる紛争にのみ適用される。
- ・ ベトナムの裁判所又は管轄官庁による同条約の全解釈は、ベトナムの憲法及び法令の規定に従わなければならない。

加えて、ベトナムは諸外国・地域との間で民事分野における二国間司法共助に関する17の条約及び合意に署名しており、このうち、14の条約が外国判決等の承認及び執行に関するものとなっています。^[4]

(2) 国内法

2015年民事訴訟法（以下「民事訴訟法」といいます。）が、外国裁判所の判決等のベトナムにおける承認及び執行について、同法第7部第423条乃至第463条で定めています。この点については、2019年に最高人民裁判所裁判官評議会が、拒否事由の細則を含む、承認及び執行許可の手続に関する細則となる2つの決議案を公表しましたが^[5]、いずれも公布されずに今日に至っています。

[1] <https://congbobanan.toaan.gov.vn/>

[2] ニューヨーク条約第3条

[3] 決定第453/QĐ-CTN号第2条

[4] <https://lanhsuvietnam.gov.vn/Lists/BaiViet/B%20vi%E1%BA%Bf/DispForm.aspx?List=dc7c7d75%2D6a32%2D4215%2Dafef%2D47d4bee70eee&ID=414>

[5] http://vibonline.com.vn/du_thao/du-thao-nghi-quyet-huong-dan-thu-tuc-cong-nhan-va-cho-thi-hanh-tai-viet-nam-doi-voi-phan-quyet-cua-trong-tai-nuoc-ngoai-va-ban-quyet-dinh-dan-su-cua-toa-nuoc-ngoai

承認及び執行が許可されるための条件

外国判決等がベトナムで承認され執行が許可されるためには、原則として、以下のいずれかに該当する必要があります（民事訴訟法第423条及び第424条）。

- 民事、婚姻及び家族、事業、商事、労働に関する判決及び決定、刑事判決における財産に関する決定、並びに外国仲裁の判断について、当該国とベトナムが加盟している国際条約において規定されていること
- 民事、婚姻及び家族、事業、商事、労働に関する判決及び決定、刑事判決における財産に関する決定、並びに外国仲裁の判断について、その承認及び執行許可が相互主義に基づいていること
- 上記以外の外国裁判所の民事判決及び決定については、ベトナム法において承認され、執行が許可されていること

承認申立て手続の概要

外国判決等の承認及びベトナムにおける執行の許可の申立ての流れ、手続及び関連書類に関するポイントを解説します。

(1) 申立時効

債権者、関連する正当な権利及び利益を有する者又はそれらの法定代理人は、外国判決等の承認及びベトナムにおける執行の許可について、それらの効力発生日から3年以内に申立てを行わなければなりません（民事訴訟法第432条及び第451条）。

(2) 申立関連書類

外国裁判所の判決及び決定の承認及び執行許可を求める申立て関連書類には、以下の書類が含まれます（民事訴訟法第433条及び第434条）。

- 申立書
- 外国裁判所が下した判決又は決定の原本又は謄本
- 当該判決又は決定が法的効力を有する旨、その執行期限が経過していないこと、及びかかる判決又は決定がベトナムにおける執行を要する旨を証明する外国の所轄官庁の書類
- 当該判決又は決定の債務者への適切な送達の結果を証明する外国の所轄官庁の書類
- 債務者不在で外国裁判所により判決が下された場合は、債務者又はその権限のある代理人が適式に召喚されたことを証明する外国の所轄官庁の書類

外国仲裁判断の申立書類は以下のとおりです（民事訴訟法第452条及び第453条）。

- 申立書
- 外国仲裁判断の原本又は謄本
- 当事者間の仲裁合意書の原本又は謄本

(3) 所轄官庁

申立人は、ベトナム司法省に申立関連書類を提出し、司法省は当該書類受領から5営業日以内に、所轄の人民裁判所に当該書類を送付します（民事訴訟法第435条及び第454条第1項）。

(4) 申立ての受理及び審議の準備

所轄の人民裁判所は、司法省からの申立関連書類を受領した後、申立ての受理について検討します。申立審議の準備期間において、以下の措置が講じられます（民事訴訟法第436条、第437条、第455条、及び第457条）。

- 司法省から関連書類を受領後3営業日以内に、所轄の人民裁判所の裁判長は、申立てを担当する裁判官を任命し、債権者又はその法定代理人に手数料の支払に関する通知を送付する。
- 上記通知の受領後5営業日以内に、債権者は手数料を支払い、手数料の支払をもって、所轄の人民裁判所は申立てを受理する。
- 申立ての受理日から3営業日以内に、所轄の人民裁判所は、かかる受理の通知を債権者に送付する。
- 申立ての受理日から4か月（外国仲裁判断の場合は2か月）以内に、所轄の人民裁判所は、(i) 申立審議の一時停止、(ii) 申立審議の停止、(iii) 申立を審議するための評議会の開催のいずれかの決定をする。
- 所轄の人民裁判所は、評議会の開催日の15日前までに、所轄の人民検察院に関連書類を送付する。

(5) 評議会による検討

申立ては、評議会による公判において検討されます。公判は、開催決定日から1か月（外国仲裁判断の場合は20日）以内に開催されなければなりません（民事訴訟法第437条第3項及び第457条第1項）。3名の裁判官から構成される評議会で検討され、過半数により決定が下されます（民事訴訟法第438条第1項・第5項、第458条第1項・第5項）。

(6) 評議結果の送付

上記の評議を受け、所轄の人民裁判所は、承認及び執行許可の決定、又は不承認の決定を下します。裁判所は、決定日から15日以内に、かかる決定を当事者又はその法定代理人、司法省及び所轄の人民検察院に送付します（民事訴訟法第441条第1項、第460条第2項）。

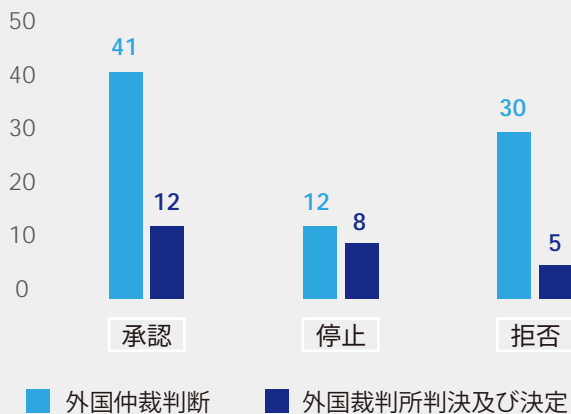
実務上の問題

(1) 外国判決等の承認及び執行に関するデータベースの分析

2020年9月5日、司法省国際法局が同局ウェブサイト上で外国判決等の承認及び執行許可に関するデータベースを初めて公開しました。^[6] データベースは未だ整備中ではありますが、非常に詳細であり、外国判決等の承認及び執行に関する実務について、一定の指標を与えるものとなっています。

データベースでは、2012年1月1日から2019年9月30日までの期間の情報が公開されています。同期間中、合計で108件の申立てが司法省によって受理され、その内訳は、83件が外国仲裁判断の承認及び執行許可、25件が外国裁判所の判決及び決定の承認及び執行許可となっています。これらの申立ての結果は下記の表のとおりとなります。

外国判決等の承認及び執行許可件数
(2012年1月～2019年9月)



外国判決等が承認され、執行が許可された事例の割合は、申立ての49%に留まり、32.4%が拒否、18.6%が停止となっています。拒否事由については、以下(2)項において解説します。

(2) 拒否事由

民事訴訟法上、外国裁判所の判決及び決定については8の拒否事由が規定されており（民事訴訟法第439条）、外国仲裁判断については9の拒否事由が規定されています（民事訴訟法第459条）。外国仲裁判断の場合、拒否事由のうち、問題となりやすい事由としては、(i) 仲裁合意当事者の無能力、(ii) 仲裁手続に関連する実行及び通知手続の不遵守、及び (iii) ベトナム法の基本原則違反が挙げられます。

上記のうち (iii) のベトナム法の基本原則違反については、特に基準が不明確で問題となりやすいため、以下(3)項において解説します。

(3) 「ベトナム法の基本原則違反」について

外国判決等との関係における「ベトナム法の基本原則違反」の内容を明確にする法令は制定されていませんが、先述の2019年最高人民裁判所裁判官評議会決議案では、以下の事由が規定されています。

- ・ 当該判断の承認が、国家の主権及び安全保障、社会の秩序及び安全、社会道徳、並びに市民の健康を侵害する場合。
- ・ 外国仲裁判断が、強制、欺瞞、脅迫又は賄賂に基づき下された場合。
- ・ 外国仲裁判断が、紛争解決方法に関する当事者の自主的な合意を認めなかった場合。

この点、「ベトナム法の基本原則違反」は商事仲裁法上、ベトナム国内における仲裁判断の取消事由にもなっています（商事仲裁法第68条第2項 dd 号）。同法の施行細則となる最高人民裁判所の裁判官評議会決議第01/2014/NQ-HDTP号が「ベトナム法の基本原則に反する」の意義を規定しているため、参考となります。

同決議によれば、「ベトナム法の基本原則違反」とは、「ベトナム法の制定及び実施全般に影響を与える、基本原則に違反する仲裁判断をいう」と定義され（決議第14条第2項 dd 号）ています。また、同決議に記載されている事例を参照すると、ベトナム法の基本原則には、民法の基本原則（民法第3条）、商業活動の基本原則（商法第10条乃至第15条）又は仲裁による紛争解決の原則（商事仲裁法第4条）等各法律に明示され、当該分野において適用される原則が含まれると考えられます。

しかし、実務上では「基本原則」が広く解釈され、法令上の通則的な原則とはいえないような、個別的な規定への違反（例えば、民事訴訟法上の代理に関する規定への違反等^[7]）がベトナム法の基本原則に反すると判断される等必ずしも客観的に妥当とはいえない判断が下される場合が見受けられるため注意が必要です。

[6] [7] <https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx>

最後に

近年、ベトナム政府も透明性及び効率性の向上に努めているものの、外国裁判所の判決及び決定並びに外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行許可については、時間を要すること、本国の所轄官庁による確認を要すること、執行が拒否される割合が高いことなどから、利用しづらい点があり、契約の締結段階でベトナム国際仲裁センター（VIAC）をはじめベトナムにおける国内仲裁を紛争解決の手段として選択する企業が多いのが実情です。紛争解決方法について合意するに際しては、自己の正当な権利及び利益を保護し最善の備えを期すために専門家の助言を受けながら、直面し得るリスクや不利益を予測し、様々な紛争解決方法のメリット・デメリットを考慮しつつ検討することをお勧めします。

セミナーのご案内

ベトナムビジネス最新動向

～新型コロナウイルス感染症関連情報、新投資法、企業法、労働法の改正点も踏まえ日本弁護士・ベトナム弁護士が解説～

開催日時：2021年9月1日（水）13:00～16:00

主催：金融財務研究会

講師：弁護士 三浦 康晴 / ベトナム社会主義共和国弁護士 ダン・ミン・チャウ

受講費：35,000円（お二人目から30,000円）※消費税、参考資料含む

開催方法：Zoom

詳細・お申し込み：https://www.kinyu.co.jp/seminar_detail/?sc=k211633

執筆者

ハノイ・ホーチミン



弁護士 藤川 由美子
(アソシエイト)
第二東京弁護士会

E-mail: yumiko.fujikawa@aplaw.jp
Mobile: +84-909-430-811

> [View Profile](#)

2021年3月よりAPACに出向し、現地で日系企業の事業支援を行っております。



弁護士 三浦 康晴
(オブ・カウンセル)
第二東京弁護士会
ベトナム登録外国弁護士

> [View Profile](#)

2017年2月よりベトナムのAPAC（ハノイ・ホーチミン）に出向し、M&A、不動産、労働、紛争解決等の案件を幅広く担当しました。現在は日本国内の案件の他、ベトナム、ロシアなどの国の法務案件に携わっています。

お問い合わせ先

E-mail: aandvietnam@aplaw.jp

東京



弁護士 鈴木 由里
(パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 二本松 裕子
(パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

ベトナムプラクティスマンメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



ベトナム社会主義共和国弁護士*
ダン・ミン・チャウ
(アソシエイト)

> [View Profile](#)

日系企業のベトナム進出、および進出後における様々な法的課題解決に際しての経験を豊富に有しています。現在は、日本語も活かしながら、東京において日系企業の海外での事業支援に携わっています。

*但し、外国法務弁護士の登録はない。



弁護士 戸松 夏子
(アソシエイト)
東京弁護士会

> [View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



弁護士 上東 亘
(アソシエイト)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

名古屋大学の特任講師としてハノイ法科大学内で教鞭をとった後、APACのハノイオフィスに出向してM&A、不動産、労働、紛争解決等の案件を幅広く担当しました。その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援を行っています。



アイルランド共和国弁護士 (Barrister)*
キラン・ローズ
(アソシエイト)

> [View Profile](#)

世界有数のローファームのハノイオフィスにて知的財産法（商標、特許、偽造防止）、会社法、販売/フランチャイズ/ライセンス等の案件に幅広く関与しました。現在は主にクロスボーダー企業法務、M&A、訴訟、紛争解決等を担当しています。

*但し、外国法務弁護士の登録はない。



他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。
広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

バックナンバー

- No.029 「ベトナムにおける屋上太陽光発電事業への投資規制の概要」(2021年6月29日)
- No.028 「ベトナムにおける外国人投資家に適用される証券事業及び証券投資に関する法規制の概要 — 新証券法の施行も踏まえて解説」(2021年4月27日)
- No.027 「2021年1月1日施行のベトナム建設法改正の概要」(2021年2月9日)
- No.026 「ベトナム新投資法・企業法のポイント解説 — 2020年1月1日の施行を控えて」(2020年12月11日)
- No.025 「ベトナム新労働法の概要 — 2020年1月1日の施行までに押さえておくべき実務対応」(2020年10月6日)
- No.024 「ベトナムにおけるフィンテック関連の法制度概要 — 決済仲介サービス、仮想通貨など」(2020年8月27日)
- No.023 「ベトナムにおける国有株式売却の現状及び法規制の概要 — 2020年中の株式売却計画を踏まえて」(2020年6月30日)
- No.022 「ベトナムにおける新型コロナウイルス対策について法務上の留意点 — 不可抗力条項適用、テレワーク、休業時の賃金支払い等について」(2020年4月2日)
- No.021 「ベトナムにおける小売・卸売事業に係る外資規制」(2020年2月28日)
- No.020 「ベトナムにおける不動産制度の概要 — 土地法改正の動向も踏まえて」(2019年12月25日)
- No.019 「ベトナム進出時、進出後におけるライセンス取得のポイント — ホテル事業を題材として解説」(2019年10月17日)
- No.018 「ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について」(2019年8月2日)
- No.017 「ベトナムにおける労働者の解雇について — 労働法改正の動向も踏まえて」(2019年6月13日)
- No.016 「日本・ベトナム間における人材関連事業について — 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015 「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 — 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014 「ベトナム最新法令情報(2018年下半期) — サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について」(2018年12月20日)
- No.013 「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012 「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011 「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010 「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009 「ベトナムにおける紛争解決について — トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008 「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007 「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006 「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005 「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004 「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003 「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002 「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001 「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

> [View About / Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依頼することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。